

福岡高等裁判所宮崎支部 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(伊集院税務署長)

令和4年4月13日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・鹿児島地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年10月27日判決、本資料
271号-120・順号13622)

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 伊集院税務署長が平成30年9月25日付けで控訴人に対してした控訴人の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち還付金の額に相当する消費税の額882万0879円を超える部分及び還付金の額に相当する地方消費税の額238万0237円を超える部分並びに同処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

以下、略称は、本判決で定めるもののほかは、原判決のものによる。

- 1 本件は、特定非営利活動法人である控訴人が、●●市から交付された補助金等につき、これを特定収入として消費税法60条4項所定の控除対象仕入税額の調整をすることなく仕入税額控除を施して、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間(本件課税期間)に係る消費税及び地方消費税(消費税等)の確定申告をしたところ、伊集院税務署長から同項所定の調整をして控除対象仕入税額を減額すべきであることなどを理由に消費税等の更正処分(本件更正処分)及び同処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分(本件賦課決定処分)を受けたため、これらの処分(本件各処分)の一部の取消しを求める抗告訴訟である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

- 2 関係法令の定め等、前提事実、本件各処分の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張、争点並びに争点に関する当事者の主張は、下記(1)のとおり補正し、下記(2)に当審における控訴人の補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

- ア 原判決2頁21行目の「仕入額控除」を「仕入税額控除」と改める。
- イ 原判決4頁11行目の「審査請求を棄却」を「審査請求をいずれも棄却」と改める。
- ウ 原判決6頁3行目の「その交付により」の次に「●●市が」を加える。
- エ 原判決10頁16行目の「資産の譲渡等には」を「資産の譲渡等…には」と改める。
- オ 原判決13頁1行目の「、附則第十九条の三」を削る。
- カ 原判決14頁14、15行目の「百文の五」を「百分の五」と改める。

(2) 当審における控訴人の補充主張

- ア 法60条4項は、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の説明として、括弧書きで「第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。」と法30条2項を引用しており、法30条2項の控除されるべき課税仕入れ等の税額を計算することを前提とした規定となっているから、法60条4項が適用されるのは、法30条2項で定める課税標準額に対する消費税から控除することができる課税仕入れ等の税額を計算する場合に限られると解するのが自然である。そして、法30条2項が、課税売上高が5億円を超える場合又は課税売上割合が95%未満の場合に採用される個別対応方式又は一括比例配分方式の選択適用の際に限定して控除されるべき課税仕入れの税額について定めている趣旨は、課税仕入れに含まれる消費税額が売上のコストとしての性質（対価性）を持つところ、課税売上高が大きい（5億円超）か課税売上割合が高くない団体においては、課税仕入れに係る消費税について売上のコストとしての性質（対価性）に鑑み、特定収入によって賄われた課税仕入れ税額を、通常の課税仕入れ税額のように課税売上に含まれる消費税額から控除しないこととすることで、特定収入によって賄われた課税仕入れについては、最終消費者として消費税を自己負担させる点にあるから、上記と異なり、課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合95%以上の団体の場合には、特定収入によって賄われた課税仕入れ税額についても、最終消費者として自己負担させるべきではないという価値判断が妥当するのであり、法30条1項が適用される事業者（控訴人はこの事業者該当する。）には、法60条4項の適用はないと解すべきである。法60条4項中、「第30条から第36条までの規定にかかわらず」との部分、法30条1項と2項を区別していないが、同部分の主語は、「課税標準額に対する消費税額…から控除することができる課税仕入れ等の税額…の合計額は」であり、控除すべき課税仕入れ等の税額を観念することができる法30条2項を当然の前提としているのであり、法30条1項ではそもそも控除すべき消費税額を観念できないから、法60条4項中の「第30条」に法30条1項が含まれると解すべきではない。
- イ 法60条4項は、株式会社や合同会社のような営利目的の法人には適用がないところ、これは、非課税収入の割合が低い法人については、課税売上がないにもかかわらず不公平な仕入れ税額控除がされる危険性がないからであり、そうであるならば、法別表第三に該当する団体であっても、課税売上割合95%以上の団体（控訴人はこの団体に該当する。）については、対価性のない収入を恒常的な財源として得ておらず、上記の危険性がないのであるから、対価性のない収入を恒常的に得ている団体に適用される規定である法60条4項を適用すべきではない。また、法60条は、国及び地方公共団体等に対する特例を定めた規定であるが、法60条1項は、対価性のない収入を恒常的に得ている「国若しくは地方公共団体」に適用対象を限定しているし、法60条3項は、法別表第三に掲げる法人

のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるもののみ、資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行った時期について、法60条2項に準じて政令で定める旨規定しているから、法60条4項が適用されるのは、国、地方公共団体及びそれらに準じる法人（控訴人はこの法人に該当しない。）のみに限られるべきである。

ウ 施行令75条1項において、出資金が法60条4項の特定収入に該当しないとされている趣旨は、出資金は一定の事業目的のために設立された法人の原資となる金銭で、当該法人の解散の際にはその金銭は出資者に残余財産として帰属することとなり、貸借対照表上においても資産勘定又は正味財産（資産から負債を差し引いた純資産）として計上されるものであることから、出資金は特定収入から外されるべきという点にある。本件補助金は、控訴人の事業目的のための原資となる金銭であり、控訴人の解散後は、特定非営利活動促進法11条3項に掲げる者のうち総会の決議を経て選定した者に帰属することが控訴人の定款に定められていることから、これを交付した●●市に帰属する可能性が高く、控訴人の会計においても、特定の目的のみに使用できる資産として正味財産とされている（甲13）から●●市が共同事業に参画するために本件補助金を交付したとは認められないとしても、出資金に該当するというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、下記2のとおり補正し、当審における控訴人の補充主張に対する判断を下記3に加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」（以下「原判決第3」という。）の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

原判決7頁19行目の「認められない」の次に「(本件補助金の交付申請及び交付に係る書類〔乙4ないし7号証〕にも、本件補助金の交付により、●●市が控訴人の事業に参画することをうかがわせる記載はない。)」を加える。

3 控訴人の補充主張に対する判断

- (1) 控訴人は、前記第2の2(2)アのとおり、法30条1項が適用される事業者には、法60条4項の適用はないと解すべきである旨主張するが、同主張に理由がないことは、前記補正して引用する原判決第3の1(2)のとおりである。
- (2) 控訴人は、前記第2の2(2)イのとおり、法60条4項の適用対象とされている法別表第三に該当する団体であっても、課税売上割合95%以上の団体については、対価性のない収入を恒常的に得ている団体に適用される規定である法60条4項を適用すべきではない旨、法60条4項が適用されるのは、国、地方公共団体及びそれらに準じる法人のみに限られるべきである旨主張するが、いずれも独自の見解であって採用できない。
- (3) 控訴人は、前記第2の2(2)ウのとおり、本件補助金は、控訴人の事業目的のための原資となる金銭であり、控訴人の解散後は、●●市に帰属する可能性が高く、控訴人の会計においても、特定の目的のみに使用できる資産として正味財産とされている（甲13）から、●●市が事業へ共同参画するために本件補助金を交付したとは認められないとしても、出資金に該当するというべきであると主張する。しかし、本件補助金が施行令75条1項2号所定の「出資金」に該当すると認めることができないことは、前記補正して引用する原判決第

3の2のとおりであるから、控訴人の上記主張は理由がない。

第4 結論

よって、上記判断と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 高橋 亮介

裁判官 石山 仁朗

裁判官 新城 博士

(別紙)

当事者目録

A

控 訴 人

特定非営利活動法人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 代 表 者 理 事

甲

[Redacted]

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

小 豆 野 貴 昭

[Redacted]

被 控 訴 人

国

同 代 表 者 法 務 大 臣

古 川 禎 久

処 分 行 政 庁

伊 集 院 税 務 署 長

被 控 訴 人 指 定 代 理 人

原 田 中 周 規 一 平

同

岩 下 田 規 良 一 弘

同

黒 山 本 木 田 哲 知 惠

同

鈴 松 玉 田 喜 史 隆

同

児 寺 本 藤 芳 謙 明 郎

同

佐 濱 野 木 丸 美 吾

同

濱 嶋 鈴 一 二 義 聖

同

以 上

同

同

同

同

同

5

10

15

20

25